

貿易・資本の自由化と保険

森 田 健 三

序

- 一 OEEC と保険
- 二 OEEC から OECDへ
- 三 日本と OECD
- 四 保険と自由化コード
- 五 資本自由化が保険に及ぼす影響

序

わが国は、昭和二〇年以来、海外経済の影響で国内に動搖がおこるのを防ぐため、為替貿易上の制限を行なって来たが、昭和三十九年四月から IMF 八条国（国際通貨基金の協定第八条によつて、貿易、為替を原則的に自由化することを義務づけられた国）への移行と OECD（経済協力開発機構、開発国家の国際団体）加盟が実現するに至つた。

これでわが国もいよいよ外国との貿易、為替などについての制限をはずし、国際経済交流を自由にするいわゆる開放経済体制に入ったことになる。

このような情勢下において、保険も自由化の問題にいや応なし直面するに至った。もともと保険の自由化は、他の産業に比較して最も自由化の困難なものとされてきた。

しかしながら、OECD の保険委員会の動きにみられるごとく、国際的にも保険の自由化が真剣に論議されている。したがって保険と自由化の問題は、現在において、まず第一に研究しなければならないものといえよう。

そこで本稿においては、まず、(1) このような自由化がどんな理由によって生じてきたかの発展的考察をなし、つぎに、(2) 自由化の内容について研究して、保険との関連性を明らかにすることにする。

1 OEEC と保険

貿易、為替の自由化の動きはなにものの「一、三年の間に急に現われてきたものではない。

そもそも、アメリカおよびヨーロッパの各国が貿易、為替自由化の理想をかけたのは、いまさる一四年前一九四四年七月であったといわれる。当時の連合国四四カ国の代表者が、アメリカのニューハンプシャー州ブレトンウッズに集まつて連合国通貨金融会議を開催し、世界銀行とIMF⁽¹⁾の設立を決議して、今後の世界経済は、貿易、為替の

自由化を目標とし、正常な経済関係の確立をはかるべきであるといふわゆるブレトンウッズ協定が締結された。このブレトンウッズ協定という名称は、上記の会議開催地にちなんだものであることはいうまでもない。

かくしてこの協定が正式に発効するには、出資割り当て額の六五%におよぶ各省政府の批准を必要としたが、これも一九四五年一二月には達成され、ここにこの協定は正式に成立したのであった。

註(1) IMF の加盟国数は、一九六五年六月現在「〇二一カ国」の多数となり、これらの国々は、ブレトンウッズ会議に参加し、一九四六年未までに批准を完了した三十九カ国の「原加盟国」とそれ以外の後から参加した「その他の加盟国」とに大別される。

しかしながら、ブレトンウッズ協定を第二次大戦後のヨーロッパ各国に直に適用することは当時のいろいろな事情から困難であった。その理由としては、第一に、戦勝国、敗戦国ともども戦争の被害が大きかつたことである。たとえば、フランス、ベルギー、オランダ等の生産力は、戦前のほぼ三分の一に減少してしまったし、敗戦国のドイツ、イタリア、オーストリアなどにいたつては、それは戦前の四分の一にまで減少してしまった。その第二としては、一九四六年における大かんばつの結果、アメリカを除く各国の食糧危機は深刻な事態となつたことである。その第三としては、自由諸国と共産圏諸国との対立の激化、およびアジア、アフリカ等の植民地の独立が相次いで行なわれたことであった。

かくして西欧諸国は、以上のような諸原因によつて経済的にも苦難の道をたどり、仲々再建は困難であつた。このためアメリカは、ヨーロッパに対する援助を一九四八年四月三日より当時の國務長官マーシャル氏の立てた計画にもとづき組織的に行なうにいたつた。これがいわゆるマーシャルプランである。これは、ヨーロッパの経済復興を組織

的に行なうこと目的とし、一九五二年六月三〇日までの五一ヵ月間に総額一七〇億ドルを支出せんとするものであった。他方、アメリカの対ヨーロッパ援助に呼応して、西欧諸国は、一九四八年四月一六日に歐州經濟協力委員会を改組して、新たにマーシャルプランの受入れ機構である OEEC (歐州經濟協力機構)⁽²⁾ を設立し、この機関を通じてマーシャル援助を各国⁽³⁾とに割りあてたのであった。

註⁽²⁾...OEEC は Organization for European Economic Co-operation の略称、一九四八年四月一六日仏外務省で開かれた英仏をはじめ西欧一七ヵ国代表による第三次歐州復興會議で設立されたマーシャルプラン受入れ機構、一九五二年六月末マーシャルプラン終了後も引き続き存続したが、一九六一年九月三〇日經濟協力開発機構として発展的解消をとげた。

かくして OEEC は、西欧諸国の復興安定に大きな役割を果たしたが、「それとともに」これら諸国は、OEEC を活用して貿易、為替の自由化という目標にむかって進んだのである。すなわち一九四九年からは、これら諸国相互間の貿易の数量制限の緩和がはじまり、漸次ドル商品にもおよぼされたのであった。ついで一九五〇年八月に、「自由化コード」が採択され、さらに同年九月には「歐州支払同盟」(E·P·U) が創設されたのであった。この「自由化コード」のうちで、自由化を実施する貿易外取引を四カテゴリーに規定し、そのうちの一つに「保険に関する取引」を入れたのである。「保険に関する取引」についての項目の内容は、「相異なる国における居住者間の元受保険者の取引に加えられている諸制限を緩和し、また外国保険者に加えられる種々の差別待遇をさける方策を見出す」というものであつて、このことは各國における保険の実質的な自由化を意味するものであつた。かくして「」にはじめて、保険と自由化という問題が世界的に大きくクローズアップするにいたつたのである。

註(3)：貿易外取引は次の四カテゴリーに規定されている。

- (a) 経済活動および人的移動に直接関連するもの（貨物の移動・運輸および関係役務、生産・商業活動・技術援助・船舶修理・商用旅行等、観光旅行その他、フィルム・刊行物・経常的政府支出等）
- (b) 労働および資本による所得（給料および賃金、手数料、著作権、配当金、賃貸料等）
- (c) 保険取引
- (d) 経常的金融取引

OEEC の加盟国が、保険の自由化を実施するにあたって、まず始めて調整または改正しなければならない仕事は、各国の保険に対する監督制度についてであった。すなわちこの監督制度をいかにして自由化への目標に適合させるかであった。そのためとくに保険の自由化が他の産業よりおくれた理由は、直接的には、かかる保険特有の事情と、間接的には、その後のスエズ動乱の突発やヨーロッパ農業の不作によるドル不足とのためであった。しかしながら OEEC を中心とする各国のねばり強い努力が今日の大幅な自由化実現の母体となつたといえよう。

II OEEC から OECD <

前述の如く OEEC は、ヨーロッパ復興計画（マーシャル・プラン）の受入れ機関の性格を有していた。したがってヨーロッパ経済の復興とともにその役割は一応果たされたわけであるが、一九四九年頃より加盟諸国相互間の貿

易の数量制限の緩和が行なわれ、その性格は、漸次自由化の方向へと変貌していったといえる。このように数量制限の撤廃が実施されると、さらにこれ以上の措置すなわち関税の撤廃が課題になってきた。そしてこののような情勢から EEC 結成の動きが高まってきたのである。

一九五八年に EEC⁽¹⁾ が発足すると、イギリスは EFTA⁽²⁾ を一九六〇年に結成してこれに対抗することになり、一九四八年以後一〇年間アメリカの援助とイギリスの指導のもとに協力をつづけてきたヨーロッパは、ソ連に EEC と EFTA に分解をとげてしまつたのである。

註(1)…EEC=European Economic Community 欧州経済共同体あるいは欧州共同市場ともいふ。フランス・西ドイツ・イタリア・ベルギー・オランダ・ルクセンブルグの六ヵ国が加盟、域内における貿易や資本の移動を自由にし、経済面での国境を撤廃するなどが目標になつてゐる。一九五八年一月一日に発足。

(2)…EFTA=European Free Trade Association 欧州貿易連合ともいふ。イギリス・スウェーデン・ノルウェー・デンマーク・スイス・オーストラリア・ポルトガルの七ヵ国が加盟、EEC と異なり、対外共通関税を持たず、主として工業製品の貿易制限の撤廃を目指としている。一九六〇年五月三日に発足。

一方アメリカは、かかる経済組織の分裂が、集団防衛組織である NATO (北大西洋条約機構) に波及してくるのを恐れ、これを防ぐため、かのジョン構想⁽³⁾といわれる大西洋諸国結集の計画を提案した。そしてこの計画にもとづいて、一九六〇年一月パリにおいて、EEC 五カ国 (ルクセンブルグを除く)、EFTA から、五カ国、欧州のそのほかの国々 (ギリシャ、トルコ、スペイン、アイスランド、アイルランド) を代表してギリシャが、そしてアメリカが参加して経済会議が開かれたのであった。この会議の結果、ヨーロッパの経済組織の分裂を防ぐため、OEEC を再編

成して、従来の加盟国一八カ国に、今までオブザーバーにすぎなかつたアメリカとカナダを新に正式の加盟国とした OECD が創設されることとなつた。かくして、OECD は一九六一年九月三〇日正式に発足したのであつた。(日本は一九六三年七月二六日に加盟承認、一九六四年四月二八日に正式に加盟した。したがつて現在、加盟国は二一カ国である。日本の加盟によつて設立当初の目的がうすくなり、開発国のクラブという形となつたといえよう。)

註(3)…ジョン構想…ジョン国務次官(後になつてケネディ政権下で財務長官となつた)によつてうちだされた構想をさしていう。大西洋経済会議から生まれた諸決議もいわばこの構想が源であつたといえよう。

以上してアメリカは EEC と EFTA の対立を機会に OEEC を OECD にくりかえて、自らの発言力を強固にし、EEC 対抗のための足場にしたといえよう。これはまた社会主義体制と後進地域の民族主義にはざまれた自由主義諸国との協調の産物といえるわけである。すなわち社会主義体制に対抗するため「加盟国全体の国民総生産を一九六〇年から一九七〇年までの一〇年間に五〇パーセント増大する。」という経済成長政策を樹立し、他方では社会主義諸国の後進国援助に対抗するため、主要資本輸出国による「共同援助」政策をうちだし、ドル危機になやむアメリカの援助負担を軽減しようとしたのである。そしてアメリカは加盟国間の貿易為替の漸進的自由化を通じて、EEC をふくめた大西洋の高度工業国の一共同市場の様式をめざしているものともいえよう。

OECD は一九六〇年一一月一四日の会議⁽⁴⁾において、次のような政策を推進することを決めている。

- (1) 加盟諸国間の持続的経済成長率を最大にし、雇用および生活水準の向上をはかるとともに、財政の安定を維持し、もつて世界経済の進展に寄与すること。

- (2) 経済成長の途上において、加盟諸国とともに非加盟諸国の健全な経済発展に寄与すべし。
- (3) 國際的義務に従事し、多角的かつ無差別待遇の基盤で世界貿易の拡大に寄与するべし。
- そしてこれらの目的を達成すべく、加盟諸国は、財およびサービスの交換、経常支出および資本移動の自由を維持し、拡張を始めたがる障害を除くために努力を払うことを承認したのである。

註(2)…Code of Liberalization of Current Invisible Operations P. 2.

OEC(の自由化政策は、一一種の自由化コードすなわち貿易外経常取引の自由化コード (Code of Liberalization of Current Invisible Operations) と資本自由の自由化コード (Code of Liberalization of Capital Movements) もある。さて行なわれ、加盟国は、それらの二つの自由化コードにしたがうという義務が課せられてくる。保険に対し、それらの自由化コードのなかで自由化への方針が示され、その実施が要請されたのであった。それらの内容については、次項で詳述するが、前述の OEEC の「自由化規約」の内容より一層具体的にとりきめられたものである。OEC(は現代の世界における開発国(の国際経済組織であるから、)それらの自由化への義務はまた現代における自由化への基準を示すものとなる。

以上で OEEC から OEC となる過程について述べ、OEC(の性格を明らかにしたのであるが、)の OEC(の自由化政策に対して日本はどのような態度をとったのであるか。

三一 日本と OECD

OECD が発展し、ついで EEC がヨーロッパとアフリカの低開発地域を経済圏に包括しようとする動きで、日本の海外市場問題は重大化してきた。日本が、広大な潜在的市場とみなされている社会主義諸国との通商拡大を推進する考えがないならば、ヨーロッパに拡大しつつある開発国内の貿易いわゆる水平的分業への参加が最善の道となってくるのである。

ひところわが国の国際的地位の孤立化ということがさかんに論議されたことは、かかる情勢のためともいえよう。とくに開発国のクラブとも見られる OECD への加盟は、この孤立化から脱却しようとする努力の目標でもあった。では、日本では何時頃から自由化の問題が論議され、それがどのような推移を以て OECD 加盟に至ったか。

日本で、「自由化」の問題が論議されたのは、昭和三四年九月末の米国における国際通貨基金総会および同年一〇月二六日のガット東京総会からである。とくにガット東京総会においては、日本の外貨準備が一二億ドル以上なのに自由化率が三一パーセントにすぎないことなどが論議されており、この貿易自由化をめぐってアメリカの強い要請が総会でなされていることも見逃せないことである。

為替、貿易の自由化を急速に進める点では当時の産業界は必ずしも一致していなかつた。しかし経済界主流は、自由化にふみ切つたのである。このことは同年一一月四日、経団連の評議員会が、「為替、貿易の自由化についての決

議」を可決していることでも明らかである。この決議では、そのための対策として、カルテルの強化（独禁法、輸出入取引法の改正）、企業の体质改善、現行関税率の適正化、ガット三五条援用国に対する撤回などが要請されているのである。また経済同友会でも「貿易為替自由化に対する提言」（昭和三四年一〇月一六日）がなされ、その中において、自由化を選択する意思が明らかに示されている。

このようにみてくると日本の自由化の方向は、ドル不足が明らかになりつつあるアメリカを中心とする開発国の強い要請という外からの動きと日本の経済界主流が選択した自由化への道という内からの動きとが合致した結果であるといえる。

ところで、これまで日本の自由化を規制してきたものは、昭和二四年の「外国為替および外国貿易管理法」および昭和二五年の「外資に関する法律」の制定である。これらの法律によつて貿易為替制限と外資規制が実施されたのであつた。もともと外国為替、貿易管理の本来の目的は、国際収支の均衡確保、外貨の効率的使用という点にある。国際収支が安定し、かつよくなるにつれて、自由化を促進するのが当然となり、重要原材料の輸入を統制する必要はなくなつてくる。この為替、貿易管理が産業政策的な役割を果たしうることが問題であり、産業政策の不備を、これらの法律による規制に依存する方策は妥当なものとはいえない。したがつて日本の自由化が行なわれる場合は、まずこれらの規制を緩和または廃止しなければならないことになる。

戦後における日本の産業政策に一つの役割を果たしてきたこれらの規制が、自由化の実施にともない緩和または廃止されることは、一面では日本経済が対外的に開発国の資格を得たことであり、他面ではそれが発展途上における一

つの転機にさしかかっていることを意味するものといえよう。この自由化が日本で具体的なプログラムとしてあらわれたのは、昭和三五年六月、政府によって「貿易、為替自由化計画大綱」が作成された頃からである。そして昭和三六年一月開催された第一回日米貿易経済合同委員会におけるアメリカ側の貿易自由化率九〇パーセント（昭和三七年、一〇月までに）の実現の要請を契機として、日本経済は自由化への道に進んだのである。すなわちこの計画を推進することにより、昭和三五年四月現在において四〇パーセントであった自由化率（政府輸入物資を除く昭和三四年輸入通関総額においてしめる自由な輸入にかかる商品類の割り合い）をおおむね九〇パーセント引き上げることを目指とするというものであった。つづいて昭和三六年九月貿易自由化促進計画が決定されて以来、自由化品目の追加が行なわれ、自由化率は昭和三七年四月に七三パーセント、同年一〇月に八八パーセントとなり、昭和三八年八月には九二パーセントに達した。かくして輸入数量制限は大巾に緩和され、廃止の方向に進んだがそれを決定的にしたのは、昭和三九年四月一日の IMF 八条国移行とガツト一一条国移行であり、関税引下げ交渉であり、さらには同年四月二七日の OECD 加盟決議であった。かくして日本経済の自由化計画は、貿易の自由化から資本取引の自由化へと進展したのであった。

註⁽¹⁾：昭和三九年一〇月、自由化率は九三パーセントとなり、昭和四〇年一〇月には完成乗用車の輸入も自由化し、この結果残存輸入制限品目は一二二となつて、ほぼ開発国なみの水準に達している。

日本の OECD 加盟は、前述のことくアメリカの提案と日本の加入要請による両者が合致した結果である。日本はアジアにおけるはじめての加盟国であり、第一一番目の加盟であった。日本の加盟によつて OECD の地域的性格

はうすれ、それは「開発国クラブ」というような性格を有するようになった。

OECD 加盟の結果、日本は、世界的に重要性のある経済、貿易政策について情報の提供を受けることができるばかりでなく、開発国間の会議に参加して、日本の立場と見解を明らかにできるようになつた。しかしながらその反面、日本は「経常的貿易外取引の自由化コード」および「資本移動の自由化コード」を履行する義務が課せられたことになった。かくて貿易自由化のいきに、日本が直面するに至つた課題は、資本取引の自由化であった。

昭和四〇年の OECD 産業経済諮問委員会による資本自由化への要請、同年七月の第四回日米貿易経済委員会、さらには OECD 産業経済諮問委員会による資本取引の実情調査などにみられるごとく、日本に対する資本取引の自由化について、アメリカを中心とする海外からの要請は、ますます強まってきたのであつた。

資本取引の自由化は、結局日本経済に対する直接投資の自由化と考えるのが普通だが、このほか日本が現在自由化を留保している資本取引には、輸出入の金融から外債発行まで各種のものがあつて、自由化はこれら全般にわたる問題であった。しかしながらそのなかで中心的なものは、対日直接投資の自由化である。海外からの自由化の要請は強いか、直接投資を自由化するかしないかは、日本経済独自の立場から判断し、自主的に決定すべきものである。日本は OECD に二一番目に加盟した関係もあつて、加盟国の義務である資本取引の自由化について、一八項目にわたる留保を認められている。この留保項目は、加盟国一一カ国のうち最も多く、しかも最も重要な直接投資の自由化を全面的に留保しているのは日本だけであった。このことは、昭和四一年一〇月パリで開かれた産業経済諮問委員会でも、その問題がとりあげられるにいたつた。かかる外部からの強い圧力のため政府および各種企業者団体も、資本自由化

に取り組まざるをえなくなり、資本自由化必至を強調してそれへの対策が論議されてきた。たとえば、この頃から企業の集中合併の必要が提唱されだしたし、政府も資本自由化の計画に着手するようになってきたのである。さきの貿易自由化の場合、日本の大企業は、それに対処するために近代化への設備投資を積極的に推進し、それら投資の累積から経営基盤を拡大することによって十分な対抗力を具備しようと努めたのであった。これに対して、資本の自由化対策は、企業の資本構成の是正、あるいは企業間の集中、合併による経営基盤の拡大によって、対外競争力を強化してゆこうとするものであり、それはまた独禁法の緩和への要請にもなるのである。

前述のことく、わが国の直接投資の規制に対して、海外からの資本自由化への要請は、OECDの自由化提案、英の産業連盟および日米貿易經濟合同委員会の要求と、あいついでみられ、それが刺激となって政府の計画も具体的なものへと前進するにいたつた。すなわち昭和四二年になると、各業種の所管官庁、各産業界、経団連から、あるいは産業構造審議会から、それぞれの立場に応じて、自由化に関する意見が外資審議会に具申された。そして六月二日に外資審議会は大蔵大臣に答申を行ない政府はこの答申にもとづいて自由化の方針を決定して、同年七月一日から資本自由化の措置を実施することになったのである。

資本自由化の措置の順序と方法をみると、すべての業種を大きく、①自由化業種、②非自由化業種とに区分し、さらに①の自由化業種を、外資比率五〇ペーセント以内であれば自動認可される第一類自由化業種（三三業種が選定）と外資比率一〇〇ペーセントであっても自動認可される第二類自由化業種（一七業種が選定）とに区分している。かくて自由化業種は、合計五十業種となつたが、これらはいずれも、輸出の面で、国際競争力が強いとか、原料入手も日

本側が有利であるといった製造部門が多く、外資が進出してくるおそれのない部門ばかりである。

既存企業への外国人の参加比率は、最大限二〇ペーセントに抑え、自由化の重点を新設企業におき、それも外国人の出資比率を一〇〇ペーセントまでと五〇ペーセントまでに分け、業種別に自由化業種を増加するという複雑な方法をとっている。かかる複雑な自由化の方法は、OECD⁽²⁾諸国にも例がないのではないかろうか。しかしながら国際的にも規模が大きくなり、経済体质も十分に強化されていないわが国企業の現状からすれば、こうした慎重な段階的自由化もやむをえまいと考えられる。いずれにしても自由化業種のうちには、成長部門や中小企業に關係の深い業種は除かれ、外資の進出にともなって懸念される摩擦や混乱を回避しようという慎重な配慮がうかがわれる。しかしその配慮がゆき過ぎて外資による刺激効果が生かされないいうらみがないかどうかをよく検討することが肝要であろう。また資本自由化が消費者にもたらすはずの利益を縮出すことにならないかどうかをも同時に考慮しなければならない問題であろう。

前述の資本自由化の措置により、保険事業は、新設企業とともに株式取得について非自由化業種と指定された。また既設企業の株式取得は、従来よりもその範囲が拡大され⁽²⁾、一外国人あたり七ペーセント、外国投資家の全持株比率は、一〇〇ペーセントまでは自動承認されることになったのである。

註(2)：従来は、一外国投資家あたりの取得の累計がその会社の発行株式総数の五ペーセント以下、また外国投資家の全持株の累計が同じく一五ペーセント以下（電力、ガス、交通、銀行など公共性の強い一九の制限業種は一〇ペーセント以下）の場合には、それぞれ日本銀行限りで申請に認可が与えられていた。

かくして、今回は、保険事業は資本自由化の波を回避することができたが、わが国の自由化への路線が敷設された以上、日本も今後さらに資本自由化の措置を拡大してゆくことになる。したがって、保険事業もこれから開放経済体制への動向を十分に注視してゆく必要がある。また日米通商航海条約では、保険は、自由化業種となっていることを考えるならば、OECD の自由化とは別にその対策を講じなければならないといえよう。

そこで次に OECD の自由化コードの内容のうち、保険に関する部分について検討し、自由化の進展とともに保険への影響について考えてみる。

四 保険と自由化コード

OECD には、自由化コードとして「経常的貿易外取引の自由化に関するコード」および「資本移動の自由化に関するコード」があり、これが日本の OECD 加盟とともに経済自由化に大きな影響をおよぼすことは周知の通りである。また日本が加盟交渉にあたって中心的課題になるものは、両コードに対する留保の件であることもよく知られていることである。この両コードは、一九六一年に作成されたが、その後一九六四年一二月にこれら規約は改定され、規約の義務的拘束性が強められてきている。この両自由化コードは、OECD 条約第六条による決定として理事会により採択されたものである。またこれらは、経常的貿易外取引の支払および支払の原因となる契約自体ならびに資本

取引とを自由化の対象としている。この点は、他の国際機関においてみられない特色といえる。たとえば IMF は資本取引に関与しないし、また経常貿易外取引に関するても為替管理上の支払制限の廃止だけを規定しているにすぎない。この両自由化コードの構成は、本文および付属書より構成される。そして加盟国が自由化すべき義務は付属書 A に述べられている。

このなかで、自由化とは、取引の実施および送金に必要なすべての承認を与えることであつて、取引の真実性の確認に必要な措置をとることを制限するものでないが、その手続きはできるかぎり簡素化すべきであると述べている。すなわち、取引の自由化とは、取引を許可制の下におくことを禁ずるものでないが、許可に関する審査は、当該取引の真実性を確認するための措置に限る。と規定しているのである。

経常的貿易外取引コードは、その付属書 A に自由化すべき項目が、殆どすべての品目にわたって取り入れられている。これに対して資本移動に関するコードは、付属書 A が第一表と第二表とに分かれている。第一表の諸項目の自由化義務の性格は、貿易外コードと同様であるが、第二表においては、自由化義務は国際收支および通貨準備が許す限度内で行なうとしている。また資本コードの本文第一条では、「資本移動に関する制限は、経済協力を効果的にするために必要な限度まで遂次に廃止すべきであり、新たな為替制限の導入および現行制限をさらに強化しようとする」とを避けるように努力しなければならない。」と規定している。

自由化義務の実施にあたっては、第九条において、他の加盟国との間に差別を設けてはならないと規定している。これは無差別の原則として重要である。さらに一〇条では、これの例外的なものとして次のとく規定している。すな

わち関税または通貨に関する特殊な団体の構成国間でとられた自由化措置は、他の加盟国に対して適用されず、これらの構成国内で相互に行なうことができることとなつていてる。

IMF 加盟国に対しては、自由化義務を適用すべく努力すると第一条d項において規定しており、IMF 加盟国との関係が示されている。

また第三条では、①公共の秩序の維持、公衆衛生、道徳および安全の保護、②国家の安全保障上の利益の保護、③国際的な平和および安全保謐に関する義務の履行、以上の事項のために必要と考えられる措置の実施を妨げるものではない。として自由化義務の対象にならない部分について規定している。

そしてさらに第四条で、IMF あるいは他の既存の多数国間協定の締結国としての義務をこのコードによつて変更されるものではない、としている。

次に留保および免除条項についてみてみると第一条b項において、留保についての規定がなされている。すなわち次の場合に留保を行なうことができる。(i)自由化項目を掲げる付属書Aに新たに項目が追加された場合、(ii)付属書Aの項目に関する自由化義務が拡大される場合、(iii)かかる項目に関する義務が加盟国に対し適用を始めた場合、そしてこれらの留保は付属書Bに掲げられている。

留保を行なう場合は、加盟国が OECD に留保をすることを申入れる。OECD は、留保を「八カ月」と審査を行う。

また免除条項は、第七条で次のとく規定されている。

◇経済および金融の状態を考慮して、もしそれが正当であると認められた場合は、第一条の自由化措置を全面的にとらないことができる。

◇第二条の条項にしたがって行なった自由化措置が当然加盟国に重大な経済的攪乱をひきおこした場合にはこの自由化措置を撤回できる。(第七条b)

◇当該加盟国の総国際収支が、通貨準備金をふくめての状態で悪化し危険と認められた場合においては、第一条の条項にしたがって行なった自由化措置の適用を一時停止できる。(第七条c)しかしながらこの規定は、一時的な停止を意味しており、本措置援用後一二ヵ月後は妥当な程度まで、また一八ヵ月後には完全に自由化義務を履行するよう努力することを要する。またこの間、自由化措置の実施状況について OECD に報告することになっている。(第七条d)

◇この条項を援用する当該加盟国は、他の加盟国間における商業的、経済的利益を不必要にそこなうことを避けなければならない。そして他の加盟国との差別もさけるべきである。(第七条e)

以上のほかに第一条においては、手続について、第一六条においては OECD に対する申し立てに関することをそれぞれ規定してある。また第二〇条においては貿易外取引委員会を設置し、両コードに関する諸種の問題について検討、これを理事会に報告することを定め、それと関係ある支払委員会の機関を第二一条において設置するよう規定してある。なお加盟国は、OECD の事務総長あてに通告することにより、自由化コードから脱退できることになり、脱退の効力発生はかかる通告受領の日から一二ヵ月後である。(第一三三条)

両コードのうち、保険に関する自由化項目は、主として経常的貿易外取引のコードの付属書AのD項および付表一の第一部から第五部にわたって記載されている。すなわちこのコードの保険に関する自由化項目は、次のとおり六項目にわたって規定されている。

- I 社会保障および社会保険
- II 輸出入の貨物に関する保険
- III 生命保険
- IV その他すべての保険
- V 再保険および再々保険に関する取引および送金
- VI 海外における保険企業の経営

次にそれぞれの項目の内容を記してみる。

I 社会保障および社会保険

これは、三項目にわたって分類してある。すなわち

- ① (a) 加盟国で支払われる社会保障または社会保険についての拠出金、保険料の送金に関する自由化、(b) 加盟国に居住する被保険者または保険金受取人に対して支払われる社会保障および社会保険の給付金に関する送金の自由化をそれぞれ規定している。

- ② 関係加盟国うち一国によつてのみ社会保険とみなされる保険に関する送金の場合には、一層自由な取扱いを認める規定が適用される。
- ③ 民間保険業者が行なう社会保険取引も、付表一の第三部および第四部の規定に従うものとする。

II 輸出入の貨物に関する保険

元受保険に関する取引および送金について規定してある。

註(1)：取引とは、一つの加盟国の被保険者が他の加盟国の保険者との間で元受保険契約の締結を行なうことと云う。

これは、一つの加盟国の保険者と他の加盟国の被保険者との間で元受保険取引ならびに二つのこととなる加盟国間の被保険者と保険者における保険料および拠出金の送金の場合、一つの加盟国の保険者により他の加盟国において支払われたまたは支払われるべき保険金、および給付金の送金の場合、および保険契約にもとづいて発生する保険金支払請求権の行使のために必要な金額の送金の場合の自由を規定している。

すなわち国際貿易の貨物に関する保険契約の締結、かかる契約の実施にあたつて必要とされる保険料、保険金の送金およびこの契約から発生する権利の実施については、すべて自由化すべきであると規定しているのである。したがつてこの種の保険に対しても、取引の実施および送金のすべての面にわたつて自由化を義務づけている。

III 生命保険

これは契約自体の自由化は要求されてはいない。自由化の対象となる場合は、次のとおりである。

- ① 一つの加盟国の居住者から他の国の保険者への保険料の送金を自由化する。

② 一つの加盟国の保険者から他の国の保険金受取人への年金（確定年金を除く）の送金を自由化する。

また保険料支払または保険金受取人が、契約締結時に保険者と同一加盟国に居住しており、契約締結後、保険料支払または保険金受取人がその居住地を他の加盟国に変更した場合は、保険料の送金を自由化する。

IV その他すべての保険

火災保険など一般の損害保険の国外対策を原則として自由化の義務の中に含んでいない。しかしそうのような場合は、自由化することを要求されている。すなわち、

① 一つの加盟国が、ある種の危険を填補しない場合に限って、その危険を填補する他の加盟国との間で保険契約を締結できるようにし、また保険料の送金の自由化を規定している。そしてその制限は最低限度にとどめるべきであるとしている。

② 他の加盟国で決済すべき損害填補に関して支払う保険金の送金、および保険者もしくはその顧客のための保険契約を実施するにあたって支払う保険料の送金の自由化を規定している。
また次のような特殊な場合の送金もこの項目のうちに包摂される。

- a 被保険者側の債務の理由で支払うべき金額の送金
- b 船舶、航空機、自動車あるいはその他の輸送機械に関する物理的損害を填補する保険金の送金
- c 手荷物保険に関する保険金の送金
- d 災害保険（個人保険を含む）あるいは疾病保険に関する給付の送金

e 上記の項目以外の海上保険から生じる契約を履行するための送金（船主、貨物の荷受人およびその代理店のために保険者によって支払われた共同海損に関する一時的もしくは最終的拠出金、一時的拠出金に代わる銀行保障債に関する利益の譲渡、一時的拠出金に関する利益の譲渡および救助または残余財産等に関する報酬の送金）

③ 保険契約とともにすべての権限を行使する際、必要と認められる費用に関する送金の自由化について規定している。

④ 各加盟国は、相互間の支払を決済し、その残額を送金する協定にもとづき、その国内に設立され保険金支払の請求に応じることのできる保険者もしくは代理店を認可することを規定している。

V 再保険および再々保険に関する取引および送金

これに関する取引および送金については、すべての面にわたって自由化している。すなわち再保険に関する取引および送金の自由化に加えて、当該取引に関する勘定の設定および勘定残高の決済等に関する自由化義務をも規定しているのである。これらを規定している各条項を記すと次のとおりである。

① 再保険取引に関する勘定は、再保険契約の条項にもとづいて、元受保険契約による通貨、再々保険会社の国における通貨あるいは引受けた業者の国における通貨で引出すことができる。

② 第一項に関連する勘定から生じる残額の決済を認めており、決済は再々保険者と再保険者相互間の債権の決済によるが、あるいは両者間の契約によるとしている。この場合、債権を有する業者の国に送金するか、第三項の条項にしたがって開設された銀行勘定を通じて支払うか、さらにはその契約のなかにおいて支払が加盟国の通貨でなされ

ることを規定している場合は、第二項の条項にしたがつて開設された銀行勘定の債権について他の加盟国からの送金がなされる。

③ 再保険者は、加盟国内に設立された銀行に勘定を開設することを認めることとしている。これらの勘定は、前条にしたがつて決済されることになっている再保険業者の所有による金額とともに預金することができる。また前条にしたがつて行なわれるならば、再保険業者にかかる決済に支払う金額は、借り入れができる、かかる金額の残高は、また同勘定を保有する再保険者の居住する国に送金することができる。また第一条および第三条は、再々保険者にも適用することができると規定している。

VI 海外における保険事業の経営

ここでは、加盟国は、他の加盟国からの保険者が自国内で営業をする場合、(1)保険事業開設に対する免許、(2)保険事業の開始およびその運営に関する諸供託金、(3)資金の運用投資などについて差別的待遇の撤廃を要求しており、このほかに、(4)資金および利潤の送金の自由化義務などを規定している。

以上において保険に関する自由化コードについて述べてきたが、これらの諸規定は、わが国の現行保険監督行政とは各種の点でことなつておらず、これらの諸規定をどのように取入れていくかが問題といえよう。

またこのことは、OECD 加盟国においても同様であり、保険に関しては、各国とも完全自由化の体制には程遠いという状態であつて、かなり多くの加盟国が留保を行なつてゐるのが現状である。

わが国の場合、経常取引の自由化コードとの関係がどのような形態をとつてゐるかをみてみると次の通りである。

- (1) 社会保険は個別許可制であるが、これは実際において事例が少ないと認められる。
- (2) 貨物保険は契約期間が一年以内のものは自由とし、その期間が一年以上は許可制としているが、實際には一年以上のものは少数であり、これも分割して一年未満契約とすれば規制の対象とならないので問題はないといえる。
- (3) 生命保険は、保険契約、送金とも許可制であるから、原則として許可をしない。しかし、海外旅行保険等、一定範囲内で自由化されており、また保険契約が有効なかぎり、海外への保険料の送金は自由化されている。
- (4) 再保険は、為替管理上すでに自由化されているが、しかし自動車損害賠償責任保険のことく国が特定割合を再保険するものとされているものは、留保が認められる。
- (5) 保険事業の運営は、別に日米通商条約を締結している関係上、事業活動に関する内国民待遇の義務を負つてゐる。また事業開設の免許については、現在のところ自國、外国の保険業者の新設を認めない方針をとっている。また外国保険業者の供託金に関する自由化義務は留保が認められている。これは、わが国が供託金を現金、国債、その他大蔵大臣の認可した有価証券に限つてあるためである。
- 次に資本移動の自由化コードのうち保険に直接的に関係する項目について述べてみると、主として直接投資に関する項と生命保険契約にもとづく保険金の支払に関する項である。
- 直接投資については次のように規定されている。これは、いづれかの企業と永続的な経済関係を樹立する目的で行なわれる投資で、とくに当該企業の經營に実質的影響力をもつもの、と規定されておりそれを行なう方法として、A、Bに区分している。すなわち

A 当該国内で非居住者が次の方で行なう場合

- ① 出資者に専属する企業、子会社または支店の設置、あるいはその拡張および既存の企業の完全取得をすること
 - ② 新設または既存の企業へ参加すること
 - ③ 非居住者が企業に対しても期貸付け（五年）をすること
- B 外国で居住者が次の方法により行なう場合
- ① 出資者に専属する企業、子会社または支店の設置、あるいは拡張および既存の企業へ参加すること
 - ② 新設または既存の企業へ参加すること
 - ③ 居住者が企業に対して長期貸付（五年）をすること
- 以上が直接投資に関する内容である。次に生命保険契約にもとづく保険金の支払については、A、Bに区分して次のとく規定している。

A 非居住者である保険業者から居住者である保険金受取人への保険金および確定年金の送金

B 居住者である保険業者から非居住者である保険金受取人への保険金および確定年金の送金

なお保険金受取人が、その居住地を生命保険契約の締結地国である加盟国から他の加盟国へ移動した場合は、当該生命保険契約に関する保険金および確定年金の送金を自由とする。

以上において資本取引の自由化コードのうち保険に関する事項をのべてきたが、これらの諸規定を今後わが国の場合どのように取り入れていくかが大きな課題といえよう。

前述のごとく、直接投資の事項に対しては、今回の政府の資本自由化の措置によりわが国の保険事業は、新設企業にともなう株式取得について非自由化業種と指定された結果、現在のところその適用は一応回避されたわけである。また生命保険の保険金の支払、受領は、保険料の支払、受領の送金の場合とほぼ同様である。

五 資本自由化が保険に及ぼす影響

貿易の自由化は、物の輸入自由化であり、輸入が経常取引といわれるよう、輸入品が消費されればその影響も短期間ですむし、輸入の数量のワクや関税で対抗するなどの防衛手段も残されている。これに対して資本の自由化は物の自由化とことなる独特の性格と問題をふくんでいる。すなわち資本の自由化とくに直接投資をいつたん認めた場合には、外国企業の進出をもたらし、その影響は企業活動を通じて長期に広くおよぶことになる。かかる場合、主として国内の産業政策で対応せねばならないが、国内の企業と無差別に扱わねばならない。

一方外国資本の側でも、対日輸出のようにますます多く増加するというものではなく、進出を望む企業の多くは、すぐれた技術開発力を有し、世界市場を相手とする大規模な世界的企業（ワールド・エンタプライズ）であり、本国の親企業の世界的な経営方針にもとづいて各国に一〇〇パーセント子会社を作る傾向がある。最大の資本輸出国はいまでもなくアメリカだが、そのアメリカの世界的大企業のこれまでの行動には、このような警戒心を受け入れ国側

におこせるものが多いのである。アメリカ系大企業の進出で現地側との間で摩擦をおこした大きな理由としては、アメリカ系大企業が一〇〇パーセント子会社という方針でのぞみ、また経営方針の決定権をアメリカ本国の親企業でもつ場合が多いことがあげられるのである。したがって、かかる外国資本が国内に定着した場合、わが国の企業を圧迫し、またはその経営権が侵害されるおそれもでてくるのである。わが国企業の規模や経済的体質、さらには過当競争の現実からすれば、貿易自由化の場合よりも問題がはるかに深刻である。

このため、わが国の産業界が資本自由化に漸進論を唱えているのは、海外の世界大企業の行動がかかるものであり、わが国の企業規模の格差が大きい実情からすれば、決して理由のないことではない。したがって今回の政府の自由化措置にみられる慎重な段階的自由化もやむをえまいと思われる。しかしながら一方、あまり慎重すぎては、自由化の利益を吸収できないおそれもでてくるのである。資本自由化の利益としては、周知のことく、最新の技術の導入が容易になること、技術水準が向上すること、製品の品質が向上すること、新製品の開発により消費生活が向上するなどがあげられる。

そこで、資本の自由化を論ずるにあたっては、企業の経済体質の強化をはじめとし、独禁法や外資法などの法制整備をふくめた一連の具体的対策を確立すると同時に、従来におけるわが国の合併事業の事例を具体的に分析を行ない、その実体を的確に把握することによって、外資に対する警戒的な心理から脱却しなければならない。

さてかかる直接投資を中心とする資本取引の自由化が、保険にどのような影響を及ぼすであろうか。前述のごとく今回の政府の自由化措置では、保険は非自由化業種に指定されたため、一応自由化は回避された。しかし昭和四六年

までには、政府はさらに自由化の適用範囲を拡大する方針であるから、保険にいろいろの影響が波及することになる。直接投資の自由化による影響としてまず考えられることは、これにより金融市場や資本市場が逼迫することである。すなわち、すぐれた外資系企業が日本に定着すると、日本の金融機関からも借入れを行なつたり、社債を発行したりするものが増加し、このため国内の金融市场や資本市場の逼迫がおこる。この結果、保険事業の財産運用に大きな影響を及ぼすことになる。

次に考えられることは、外資系企業との借り入れ条件の問題である。国内企業が外資系企業と競争するために有利な条件（たとえば金利の低下など）で資金の融資を望む場合、保険事業が一般企業に資金を供給する金融的機能からみても、それに大きな影響を及ぼすことになる。

第三として考えられることは、雇用関係の変化がおきることである。外国企業の進出はそれだけわが国の資本蓄積を促進し、雇用の増大をもたらすが、その反面現状の労働市場の秩序が乱され、雇用問題が変化せざるをえないからである。とくに外国企業の雇用形態、賃金体系をもちこんでくるので、わが国の年功序列賃金、終身雇用制の基礎を動搖させることになる。

第四として考えられることは、生保企業の安定株主としての性格の増大が考えられる。これは外国資本の会社支配を防ぐために、生保企業を安定株主として株式の取得の要請が強くなつてくるからである。

第五として考えられることは、外国保険企業の進出からおきる問題である。これは料率競争、新種保険による販売競争さらには外務員の獲得をめぐる競争などがひきおこされることが十分予想される。もつともこの問題は、現在の

ところ、保険が非自由化業種となつてはいるので、当分の間関係はないかもしない。しかし、日米通商条約の関係では、アメリカ保険企業の進出の問題は依然として残つてゐることに注意しなければならない。

第六として考えられることは、保険企業の集中、結合の問題である。外国保険企業と対抗するため、保険企業の経済体質を強化し経営効率を高めることを目的として、保険企業の集中、結合が行なわれ、その結果、保険業界の再編成ということともおこりうるのである。

以上において、直接投資を中心とする資本自由化が保険企業にどのような影響を及ぼすかを種々検討したのであるが、いずれにしても資本自由化に対する基本的対策としては、保険企業の経済体質を改善強化し、経営の合理化をはかつて对外競争力の強化に努力してゆかねばならないことであろう。

